

寒川町告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月1日

寒川町長 木村俊雄

- 1 都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計画用途地域

- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
寒川町宮山、中瀬、大曲一丁目、大曲、岡田及び岡田八丁目地内

- 3 都市計画の案の縦覧場所
高座郡寒川町宮山165番地
寒川町都市建設部都市計画課